

委員 長 報 告 書

さる 9 月 12 日の本会議において、本委員会に付託された
議案第 21 号 公の施設の指定管理者の指定について
を審査するため、9 月 18 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致
で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いた
します。

記

議案第 21 号は、高野口こども園について、現在の指定管理者である社会
福祉法人子どもの家福祉会による施設の運営実績等を評価した結果、引き続
き同法人を指定管理者とすることが適当との結論により、平成 26 年 4 月か
ら 31 年 3 月までの 5 年間指定するものである。

委員から、指定管理者の再指定に関し、第三者による評価は必要でなかつ
たのか とのただしがあり、市が定める指定管理者制度運用指針には第三者
による評価を規定していない。また、保護者アンケートに基づく評価、市職
員による現地調査及び評価項目に基づく評価、財務状況の評価により、同法
人の再指定が適当との判断に至ったため、第三者による評価は実施していな
い との答弁がありました。

市の評価で「一部できている」の b 評価となった項目の改善対策について
ただしがあり、毎年評価を実施しており、改善すべき点は文書で法人に通知
している。法人からは改善方法、改善結果の報告を受け、最終、現地調査に
より確認している との答弁がありました。

指定管理者の再指定の是非を協議する際、より優れた法人の新規参入を検
討する必要性はないか とのただしがあり、運営法人が変われば保育方針、
運営方法、職員体制などが変わり、子どもへの影響が大きいことから、運営
の継続性が重要と考える。ただし、保護者のアンケート結果や市の評価など
から指定管理者の運営内容が好ましくないとの評価になれば、別法人の参入
を検討する必要もある との答弁がありました。

保護者アンケートにおいて、子どものプライバシー保護に関する評価が平

成 23 年度に比べ 24 年度は若干下がった一方で、市の評価では、守秘義務の遵守が a 評価となった理由について ただしがあり、市においては、守秘義務に関する項目として、「保育業務で知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持の全職員に対する周知」、「保護者や地域住民からの相談事項等の秘密保持の徹底」について評価し、周知・徹底されているとの評価結果となった。アンケートでの評価が下がった原因については分析していない との答弁がありました。

 保護者意見と行政側の評価に違いが発生するなど、指定管理者の再指定時の評価が適正かどうか疑義が生じた場合、指定管理者制度運用指針に第三者の評価規定がなければ適切に執行されないのではないか とのただしがあり、法人に対する市の最終評価判断に確信が持てない場合は、指定管理者制度運営指針に規定はないが、第三者の意見を求めることも必要と考える との答弁がありました。

 今後も指定管理者の指定継続が想定される中、再指定時には当初指定の際の審査と同様な検討を実施するなど体制を整えるべきではないか とのただしがあり、指摘の点については今後の指定管理者の再指定の際の審査に活かしていきたい との答弁がありました。